

平成 22 年度外務省行政事業レビュー
公開プロセス
－第 2 日目－

日 時：平成 22 年 6 月 15 日（火）

事業番号：16～18

事業名：日本文化発信プログラム

在外公館文化事業費

文化無償事務費

外 務 省

○コーディネーター 大変時間を押しまして、申し訳ございません。

続いて、事業番号は 16～18 番になります。

16 番「日本文化発信プログラム」。

17 番「在外公館文化事業費」。

18 番「文化無償事務費」。

こらちの 3 つにつきまして、まとめて御説明をお願いします。

○説明者 それでは、事業番号 16 の日本文化発信プログラムについて御説明したいと思います。
よろしくお願いいたします。

お手元の資料の 40 ページをお開けいただいて、その紙を中心に御説明したいと思います。

日本文化発信プログラムは、一言で申し上げますと、東欧の 4 か国にボランティアの方を派遣いたしまして、そこで日本の文化等の発信と日本語の教育をしている事業でございます。

案件の目的といたしましては、これらハンガリー、ポーランド、ブルガリア、ルーマニアの 4 か国に対して、今、申し上げましたような日本語の教育及び日本の文化その他日本事情の発信を草の根レベルで実施するということでございます。

ちなみに、なぜこの 4 か国でこうした事業をしているかと申しますと、これら 4 か国は若干特殊な事情もございまして、冷戦終了後、民主化開放の中で、日本の文化あるいは日本語の学習といったことに対して急速に熱意が高まっていたという状況がございます。これにつきましては、青年海外協力隊が一部対応して、日本語の先生ですとか、あるいはそうした日本の事情の紹介というのをやっていたのですが、これら 4 か国が御存じのように E U に加盟することになりまして、急に O D A を卒業することになりました。

その結果としまして、ある意味そうした需要に対応する人たちがいなくなってしまうといったこと、それから、これら 4 か国は外交的に重要ですし、また E U の拡大に伴いまして、日本の会社、企業もこうした東欧の方に生産拠点を移しているといった事情がございます。

これを日本政府として支援するといった意味もありまして、こうした日本文化発信プログラムというものを 2009 年 1 月から、ボランティアを派遣する形で始めさせていただいた経緯がございます。

実施の状況ですが、40 ページの右にございます。大きく分かれまして、2 つございます。

1 つ目は、日本語の教育でございます。

失礼。その前に、ボランティアの方々には計 26 名 4 か国に派遣されておりまして、それぞれの大学、高校あるいは対日友好団体等で授業あるいはそうした文化事業等を実施してございます。

最初の柱でございます日本語の学習につきましては、2009 年度で見ますと 4 か国合計で生徒さんが 2,317 名おります。

それから、文化その他の日本事情の紹介等のイベント実施回数は、平成 21 年度、2009 年度で 151 回になっております。

37 ページの事業シートを見ていただけるとわかりますように、予算額が 21 年度は 1 億 6,600 万円、22 年度は 1 億 4,500 万円となっております。

支出先は、20 年度に企画競争を行った結果としまして、社団法人青年海外協力協会（J O C A）に派遣等の業務を委託しておりまして、21 年度、22 年度につきましては、2 年間の派遣ということで、継続性、ボランティアとの関係等を重視しまして、随意契約ということでやらせていただいております。

23 年度につきましては、もともとパイロット事業ということで行っている経緯もございますので、事業の結果等をきちんと評価いたしまして、適切なやり方というのを再度検討の上で、23 年度については予算要求等をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○説明者　引き続きまして、在外公館文化事業費及び文化無償事務費について御説明いたします。文化交流課長の赤堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

在外公館文化事業費でございますが、基本的に 45 ページの資料で御説明いたします。

定義でございますが、我が国の約 200 の在外公館が主催または共催する日本文化紹介事業でございます。年間予算が合計 3 億円でございます。

目的は、対日理解促進、親日層の形成で、外務省の設置法に基づいて、外交活動の一環として行っております。ちなみに、国際法上も大使館、総領事館にそういった任務があることは、ウィーン条約で明記されております。

予算でございますけれども、総額が 3 億円で、22 年は更に削減しております。

年間 1,800 件ほど世界中で行っております。1 件当たり上限 50 万円でございますが、各館とも工夫しておりまして、平均しますと 1 件 20 万円以下になっております。

実施の基本方針でございますが、毎年各国別に広報文化交流戦略をつくっておりますけれども、その中で特に外交上必要性の高いものを優先して採用しております。予算に限度がございますので、必然的に多くの方々の御協力を得ながらやることになります。現地の文化機関、在留邦人の方々、日系人、日本企業、商工会、日本人会の方々などの協力をいただいております。この場を借りまして、そういった方々の貢献にもお礼を申し上げたいと思います。

事業内容でございますけれども、創意工夫を各館こらしております。

類型化いたしますと、映画上映会、音楽鑑賞会、茶道、書道、生け花、武道デモンストラーション、最近ではアニメなどのポップカルチャー紹介、日本語弁論大会などがございます。

優良案件を本省の方でとりまとめまして、各館で共有して、なるべくそういったものを参考にしながら、いいものをつくってほしいというしております。

若干の例を御紹介いたしますと、47 ページから色刷りで具体例がございます。狂言公演ですとか、生け花、ロシアのものは平成 20 年でありちょっと古いですが、ロシアの大統領夫人にも出ていただいて、ドラえもんの上映会をやりました。こういった要人あるいは要人の関係者が出られる行事というのは、世界中で年間数多くございます。

次にまいりまして、香港では柔道、タイでは身寄りのない子どもたちにドラえもんの紹介をするといったことをやっております。

実施方法でございますけれども、よく日本文化週間の中の中核事業として、在外公館文化事業を

活用し、ほかの方々にはほかの事業をやっていくという手法もっております。

具体的な事業実施の手続きですが、46 ページに戻ります。

前年度の第4四半期に、あらかじめ配っております在外公館文化事業の手引きを参考にしまして、年度計画を提出してまいります。

なお、在外公館で広報文化に関与している館員は、約 430 人いますけれども、文化専任は 160 人しかおりません。430 人で割りましても、1 人当たり 4 件の文化事業を実施しているということになります。

これに対しまして、本省の課におきまして、1 人当たり 200 件ぐらいを受け持ちまして、年度計画の審査、個別稟請の対応を行っています。

9 月には、年度途中になりますので、年度後半の執行率を上げるための調査をして、きちんと予算が消化できるようにしております。

支出の内容ですが、42 ページ、44 ページに戻ります。

42 ページの表でございますが、今回のために上位の 20 公館について調査をいたしました結果がこうなっております。基本的には、団体への支出、企業への支出、個人への支出になっております。

中身でございますが、出演者、デモンストレーションを行う方への謝礼。受付、警備、音響、照明などの人件費。その他広告に係る費用、会場借料などがございます。

謝礼でございますが、極めて限定的で、ギャラではございません。お礼といった形になっております。

以上、簡単でございますが、在外公館文化事業についての御説明といたします。

今度は、文化無償協力の事務費でございますが、52 ページからをベースに御説明いたします。

文化無償資金協力は、昭和 50 年にできましたけれども、言わば文化交流と開発協力の接点に位置づけられる事業でございます。我が国への信頼を高めるという文化交流の観点と、その国の文化、高等教育を振興するという観点がございます。無償資金協力全体の約 1 % の予算で文化無償を実施してきておりまして、累積が過去通算で 1,680 件になっております。

具体例としましては、博物館や劇場等への機材供与、日本語教育機材供与、スポーツ器材、楽器供与等がございます。

そこで文化無償事務費でございますが、21 年度は約 1.4 億円の予算でございました。

主要な使途の内訳でございますけれども、まず、草の根文化無償候補案件の事前調査に 1,400 万円。

文化無償の過去の案件をどうフォローアップすべきか、修繕が必要かどうかという調査に 6,000 万円。

今後の文化無償の事後評価の在り方に関する調査に 2,500 万円。

これら 3 件はすべて企画競争でございますが、今年度から競争入札に変える方針でございます。

その他、実際の修繕等にかかった費用が 4 件で 1,400 万円。

本省、在外公館の職員の出張旅費が 200 万円。

その他、人件費、広報用資料費が 230 万円となっております。

以上でございます。

○コーディネーター ありがとうございます。

それでは、事務局より、論点の御説明をお願いします。

○事務局 日本文化発信プログラムにつきましては、やはり国際交流基金の行う事業との重複があるのではないかという点が大きいと思います。

在外公館文化事業費につきましては、1件当たりの予算額が平均約20万円という中で、果たして意味のある事業というものは行われているのか。また、そのような少額案件の事業で十分な効果が挙げられているのか、それを検証しているのかという論点がございます。

文化無償事務費につきましては、ODAというものが減額する中で、果たしてこの文化無償というものを引き続き実施する意味があるのかということと、その効果ということについて、どれだけ検証が行われているのかといった論点があるかと思います。

以上です。

○コーディネーター それでは、日本文化発信プログラムから、御質問をお願いします。

○市川評価者 東欧4か国において日本語教育を手助けしておられるということなんですが、まず、第1点にお伺いしたいのは、これはODAの対象国外になったということで、日本側から継続を働きかけられたものなのか、それとも相手国側から要請されたものなのか、どちらでしょうか。

○説明者 結論から申し上げますと、相手国側から要請、あるいは受入先機関、相手の国の大学や高校から受入れの要望等がございました。

○市川評価者 ありがとうございます。

では、この4か国とは違うことをお伺いしますけれども、例えばブラジルという国の場合に、同じような文化交流として、日本側から教師を派遣しているようなケースというのはあるのでしょうか。

○説明者 先ほどお話に出ました国際交流基金の方でも、日本語関係の事業をやっております、日本語のいわゆる専門家の方等を派遣しているケースはございますが、本プログラムのように、いわゆる草の根レベルでそれぞれの大学とか高校あるいは現地の交流団体等に入って、直接日本語を教えたり、あるいは文化の事業を行っている例は、この4か国だけでございます。

○市川評価者 なぜブラジルの例を持ち出したかということ、これは世界銀行の2008年の1人当たりGDPを見ると、対象国となっているハンガリーが1人当たり1万5,400ドルで、全181か国中45番目。

ポーランドが1万3,800ドルで49番目。

ルーマニアが9,300ドルで61番目。

そしてブルガリアが6,500ドルで74番目でありまして、今、申し上げたブラジルは約8,400ドルで64番目です。

ちなみに、確かにOECD対象国になったのは、EUに加盟をしようということもあるんですが、実はそれだけではなくて、ハンガリーとポーランドは既にOECD、つまり先進国とみなされる国に加盟をしておるということでもあります。

それを考えますと、何故相手側からの求めがあったにせよ、この4か国に対してのみ、こういった日本の国費を使ったサービスを提供する必要があるのか。まさにブラジルのように、他のプログラムはあるわけでありますから、なぜこの4か国に対してという説明が、本件については希薄なような気がします、いかがでしょうか。

○説明者 いわゆるDAC対象国といたしますか、ODA対象国か、各国の所得水準というのは、市川先生がおっしゃるとおりでございます。

他方、冒頭に申し上げましたよりもう少し詳しく申し上げますと、本件については、これら東欧4か国のかなり特殊な事情というのがございました。

1つは、先ほど申し上げたように、1990年代に民主化開放といったことで、今まで日本の文化に触れる機会のなかったこういう国が、急速に日本に対しての関心を高めてきたということ。実際に、例えば日本語の学習者で申し上げますと、98年から2006年の8年間で日本語学習者が約2.2倍、2,700人から5,900人に増えてございます。そうしたいわゆる需要としての特殊な要因がございました。

そうした需要に対して、先ほど申し上げたように、青年海外協力隊が相当程度対応していたのですが、EUに加盟することになって、急に引き上げると。通常、ODAの卒業というのは、所得水準がある程度達しても、やはりいろいろな経緯がありますので、効果を持続するために、だんだん引き上げていく場合が多いわけですが、EUに加盟するということで、ある意味で突然引き上げざるを得なくなったという要因がございします。

○市川評価者 ただ、それは相手国側の事情ですね。EUに加盟をするというのは、別に日本がお願いをして入っていただいたわけではなくて、相手国側の事情として、相手国側が自主的にEUに加盟される。つまり、それは相手国がEUに加盟することのメリットが、EUに入っていないことに比べて非常に大きいという判断をされたからこそ、そうされたわけですね。そうではありませんか。

○説明者 おっしゃるとおりでございます。

○市川評価者 そうであるならば、そこで当然のことですけれども、DACの理屈からいけば、ODA対象国ではなくなるというのは明白なわけであります。

更に言えば、先ほどから繰り返し申し上げますけれども、ハンガリーとポーランドに関して言えばOECD加盟国ですから、世界的な位置づけから言えば、いろいろな差はあるにしても、事実上、我々と同じなわけです。

そういう中での説明としては、今ではちょっと不十分ではないかと思います。

○説明者 その点はまさにおっしゃるとおりでございますけれども、1つは先ほど申し上げたように、急速な経済発展、急速な開放といった中で、必ずしも日本語あるいは日本文化といったことに対して対応できる国内の教育体制ですとか、あるいは現地の文化団体の体制等がまだできていないという特殊な事情がございします。

確かに経済的には裕福になりまして、EUにも加盟して、例えばEUの英語とかフランス語教育というのは、それなりの支援をEUから受けておりますけれども、今の日本文化あるいは日本語教

育という面では、まだまだ急速な需要に対応できるところがなかったということで、とりあえず日本政府として何か対応しなければいけない。現地にも今は多くの日本企業が出てきておりまして、そうした日本の国益を支援するといったことも必要だということで、このプログラムを始めたということです。

○市川評価者 多くの日本企業が出ていっているのであれば、多くの日本企業に語学支援をしていただければいい話ではないかと思うんですけどもね。

○コーディネーター 土居先生、どうぞ。

○土居評価者 市川さんの話に関連するところですけども、確かにこれから改めるということがありますが、38 ページにあるように、青年海外協力協会に競争性のない随意契約で、もう既に先進国の仲間入りをなされた後もやっておられたということについては、やはり日本語教育が重要だとしても、その事業の運営形態としては不適切ではないかと思います。

勿論、企画競争をなさるという話ではあるんですけども、本当に競争性が担保されるような、つまり、極端に言えば、新しいこの事業の担い手が出てくるという保障ないしはそういう確信めいたものは、御省として何かおつかみになっておられるものはあるのでしょうか。

○説明者 青年海外協力協会に 20 年度をお願いした経緯と申しますのは、先ほど申し上げた企画競争の結果、1 者しか応札がなかったということでございますけれども、その後はボランティアの継続派遣という観点から、随意契約ということになっております。

今後につきましては、先ほど申しましたように、今、やっている 2 年間のプログラムをきちんと P D C A ということでチェックをいたしまして、この形態がいいのか、今後どういう形で日本語、日本文化を政府として支援すべきなのか、費用対効果も含めて考えた上で、また事業の形態等を考えたいと思います。

ですから、それに対応した業者の方というのを当然選ぶ必要がありますし、前回、1 者応札だったという反省も踏まえまして、契約条件についても不断の見直しをしたいと思います。

○土居評価者 わかりました。

更に問題があると思っているのは、この青年海外協力協会。私もとある財団法人の理事をやっているのですが、その所管省庁から財務書類、事業報告書等々、ホームページで公開せよと。私はその担当だったのですが、1 か月遅れてしまったんです。そうすると催促が来まして、まだアップされていないぞと言われました。

私が調べた限りでは、この青年海外協力協会は、そういう情報がなかなか見当たらないような状態になっているんですけども、所管省庁としてはこれをどう思われますか。

○説明者 御指摘のとおり、この協会については、財務諸表等が現在ホームページに載っていない状況でございます。

今年の 3 月に、私ども所管省庁として立入検査を行いました。そういう事実もございましたので、早急にホームページに載せるように指導しております。

○土居評価者 こういう組織にこういう事業をそのまま引き続き運営させていていいのかということ、やはり非常に疑義が出るわけです。

事務局をお願いいたしまして、実は青年海外協力協会の財務書類を手に入れていただきました。拝見していると、やはり正味財産も増加傾向にあって、つまりこの事業を請負うだけではないけれども、国費にある程度依存した形で運営されているこの社団法人が、結局は収入と支出の差で内部留保をためておられることになっているという意味では、この契約自体の単価ないしは契約形態が、やはり彼らに内部留保をためさせるだけに値するような金額になっているのではないかと、割高になっているのではないかと思うんですけれども、その点については問題認識をお持ちでしょうか。

○説明者 まず、最初の御指摘の内部留保につきましては、この事業から出た利益で内部留保が積み上がっているというよりは、その他、もともと青年海外協力隊員のOBの組織でございますので、協力隊員からの寄附、あるいは役員報奨の抑制等によって内部留保の大部分がこういった額になっていると承知しております。

それから、本件プログラムにつきます支出の実態につきましては、本件プログラムについては、基本的に精算払いということになっておりまして、例えば手当ですとか、あるいは何か業務をやったときにかかる実際の実費ですとか、そういったものは領収書を出していただいて、その上で精算払いをしております。

ということで、我々としては、特に過大な出費、必要以上の出費をこの青年海外協力協会の方にしているという認識はございません。

○土居評価者 39 ページに使途として海外手当・住居手当がございます。昨日も議論になったのですが、御省は御省として、在勤手当について見直しを進めようとしておられる。これは私も評価しています。それと連動する形で、こういう手当も見直すことの対象になると理解してよろしいのでしょうか。

○説明者 まず、実はそもそもの手当が、特にボランティアの方は、通常といいますか、ボランティアですので、かなり低く設定されているということがございます。具体的には、ボランティアの方は月額約 14 万円の手当でございますので、そこは我々ですとか、あるいは海外の民間の会社の方などに比べると、全く低い額に抑えられているものです。

それから、調整員といいまして、それを支援する要員が各国に 1 人ずつおりますが、これは物価水準によりまして、約 25 万円前後と承知しております。これにつきましては、外務省の手当等も見ながら、もし将来この調整員を引き続き置くということであれば、そうした適切な水準に設定してまいりたいと、先生方が御指摘のとおりになりたいと思っております。

○コーディネーター 青山先生、どうぞ。

○青山評価者 青年海外協力協会への支出については、恐らくここで外務省からの支出があるんですけれども、大部分が JICA からの支出に占めているのかなと思うんですが、もし本当に精算されて、ほかの会計の部分と会計上明確に線が引かれているのであれば、その辺は明確かなという気はいたします。

ちょっと話を戻すんですが、この事業について 4 か国というのは、恐らくこの 4 か国をどうして選んだかというよりは、とりあえず最初にお話があったように、パイロットテスト的にこの事業をやりたいということで、この国でやってみましょうというのが多分スタートであったのかなと

思うんです。そういう意味では、我々が今、どうやって評価するかにも関わってくるんですが、22年でとりあえずそのパイロットテストはおしまいですよと。評価をするに当たっては、今後どう考えているか。契約先を協力協会との関係をどうするかも含めてなんですけれども、これをもう少し幅広い国々に提示するのか、他の国に広げていくのか。その前提としては、この3年間やってきたことを外務省としてどう評価をするのかというのが重要かと思うんですが、その辺について、将来の案も含めて、具体的な案は何かあるのでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、現在、PDCAのCのCheckの評価の部分をやっているところでございます。まだやっている途中ではございますけれども、一般的には、先ほど申し上げたそれなりの効果が上がっていると思っています。例えば日本語学習者につきましては、ボランティアが出てから2年近くになりますけれども、この3年間で日本語学習者はこの4か国で50%ほど増えております。そうしたことも踏まえて、それなりの。

○市川評価者 それはちょっと違うのではないですか。それはこの4か国について言えば、このところ日本企業が生産拠点として大量進出していますね。だからだという見方もあるわけで、必ずしもこの事業と因果関係を結びつける科学的な根拠、データの根拠というのはないですね。これはもともとポーランドにしろ、ハンガリーにしろ、東欧においては、極めて日本企業の進出しやすい国としてどんどん出て行っているのは、そのことを言わなくても御存じなはずですね。

○説明者 それは先生がおっしゃるとおりです。ですから、この50%増したのが、すべてこのプログラムによって増したという認識ではございません。それは日本企業が進出していったのは、我々がそうした環境づくりをしてきたということも、1つの要因ではないかなと思っています。

実際にそれぞれの教育機関で、どういった教育が行われているか。日本語の試験にどれぐらい通っている人がいるとか、そういったことを今、詳細にチェックしているところでございます。

それから、当然ながら、各教育機関でこのままずっと支援するつもりはありません。当然、自立していただいて、先ほど市川先生がおっしゃったように、だんだん普通の先進国と同じような日本語教育、日本文化についての日本政府としての支援、一種の協力関係の方に移っていかなければいけないと思っていますので、そういった評価をしながら、23年以降考えたいと思います。

事業のやり方についても、あるいは規模、国等についても、そうした評価の中で最終的に決めたいと思いますが、まだこの段階でこうした方向性ですという具体的な案を申し上げるところまでは、現段階では至っておりません。

○コーディネーター 松本さん、どうぞ。

○松本評価者 ちょっと時間が押しているようなので、手短に2点。

1点目は、先ほどの費用のことです。私は東欧に詳しくないので教えてほしいんですが、ボランティアの赴任、着任のときの旅費が、航空費を1人当たり61万4,000円ですが、これはどういうあれなんですか。どういうチケットですか。

あるいはこれは平成20年度日本文化発信プログラムによるボランティア派遣事業見積書の作成に当たり考慮すべき会計上の諸条件というところから拝見しているので、実際にこの額だというわ

けではないかもしれません。

では、それはそれとして調べていただいて、もう一点は、まさに課長から最初の論点で出てきている交流基金との関係で、私は交流基金の方の事業仕分けのときにも関わらせていただいたんですが、そのときにやはり日本語教育の支援の仕方としては、日本語を現地で教えることのできる先生を育てていくということの重要性をかなりそこでは聞かされました。

そういう意味からいけば、この4か国についてもそういうプログラムは交流基金からありますし、外交上非常に重要なのであれば、例えばその人を1人増やすとか、既存のプログラムをもう少し拡充するという選択肢もあったかと思うんですが、なぜこの新たなプログラムを立ち上げざるを得なかったのか。あるいは交流基金のプログラムではだめなのか、その辺について教えてほしいです。
○説明者 ありがとうございます。

基金による日本語教育の重要性というのは、先生がおっしゃるとおりで、これら4か国にも基金の専門家の方が2～3名いらっしゃいます。ただ、それらの先生は、例えばルーマニアでいいますと、ブカレスト大学の日本語学科におりまして、そこでいわゆる日本語の専門家を育てるのを支援して、日本語教育のプログラムとか、教材づくりとか、そういったことをやっています。

ですので、我々がここで立ち上げましたプログラムで、草の根レベルで日本語を教えたり、文化をやったりするというのとは、ある意味で言うと住み分けができているといいますか、他方、当然ながら補完関係にありまして、ボランティアの方自身も本当の専門家ではないので、基金の専門家の方から、例えばこういうふうに日本語を教えたらどうでしょうかとか、そういった助言等も受けております。

今、この形態ですけれども、将来につきましては、先ほども申し上げたように、だんだん日本語の専門家の方も現地で、ルーマニアならルーマニアで育ててきておりますので、そういった方をどう活用するかといったことも踏まえて考えたいと思っています。

○松本評価者 手短に確認ですけれども、つまり、先ほどおっしゃっていたのは、海外青年協力隊もいて、日本語の教育とかをやってきて、途中で終わってしまう。そういう中で、そういう人たちを更に上に上げるためには、こうした日本語の本当の教育者になるための次のステップというのは、国際交流基金のお金、国費で用意されているというわけですので、補完とおっしゃっていましたが、これによって外交的にぷつと切れるのではなく、ちゃんと交流基金を通じて、日本語教育を受けてきた人たちに、更に次にインハウスで日本語を教えられる人を育てられるようなスキームを用意しているわけですから、勿論外交的にはちゃんと手当をされていて、逆にそういう意味では、外交的には重複する可能性もあるとは思っていますが、それはいいんです。

最初の61万4,000円についてはわかりましたか。

○説明者 61万4,000円というのは、エコノミーの正規料金を採用してございます。これは例えば荷物を持っていくとか、そういったことがございますので、なかなかディスカウントで入るというわけにはいかない場合もございますので、エコノミーの正規料金を提示しております。

○コーディネーター 多分そんなことはないと思いますがね。

渡辺先生で最後にします。

○渡辺評価者 細かいことは別にして、日本文化発信というのは、やはり外交のツールの1つとして有効なものであると思うんですけれども、外務省全体として、どういう発信プログラムをつくっていくのか。やはり全体的な一種の戦略というか、そういうものはもともとあるのかどうか。そういうものがないままに、今度4か国が卒業して、やはりそこが切れてしまったらまずいからやるとか、そういう個別個別の対応をして、またそういう事業を一つひとつ立てていくと、際限がない話になってしまうので、まさに選択と集中とか戦略化という意味では、やはりこれ1つがいい悪いという議論ではなくて、全体の中で日本の文化を世界に向けて、全世界に向けて発信する中で優先順位であったり、そういったことの中できっちり見直していくべきことであって、その中で不要なものとか、この地域は卒業して、ないしは終わらせて別の地域に力を入れるとか、そういった選択と集中が必要かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○コーディネーター 併せて、土居先生で最後にします。

○土居評価者 松本さんの御指摘になった話について、私も気になったので申し上げたいと思います。

松本さんがおっしゃったのは、本人の赴任、帰任のところの旅費なんですけど、実は、同じ文章の中に配偶者分、子女分と、つまり御家族の分までも同様に費用計上を認めるという話になっている。

つまり、この事業シートに書いてある話の経費の中に、本人だけではなくて、御家族の分までも含んでその中に入っていると理解してよろしいんですか。

○説明者 御指摘の点につきましては、ボランティアの方は御本人のみでございます。

他方、調整員として現地で実際に支援をする、仕事としてボランティアではなく行っていただいている方については、御家族がいる方がいらっしゃると思いますので、その方については旅費を負担する。全員ではございません。

ただ、そういうのを一応予算として計上したんですが、実際調整員を募集した過程では、そういう方はいらっしゃりませんでしたので、この額は実際には支出されてございません。

○コーディネーター 渡辺先生のコメントについてお願いします。

○説明者 渡辺先生の御指摘については、全くそのとおりでございます。当然ながら、このプログラムも外務省全体の広報文化戦略、あるいはこれら4か国に対する広報文化戦略の中で位置づけるものでございますし、その戦略は、例えばそれら4か国の経済発展とか、現地の教育体制の整備とか、そういうことによって変わってくるものだと思いますので、不断の見直しは必要だと思っています。

○コーディネーター 続いて、在外公館の文化事業について、御質問、御意見をお願いします。これは文化無償と併せて行きます。

土居先生、どうぞ。

○土居評価者 41ページにあります予算の状況というところを拝見させていただきますと、執行率が下がっているような状態になっていまして、これはどのような理由が背景にあるのでしょうか。

○説明者 簡潔に申し上げますと、2つございます。

1つは、19年度を見ていただきますと94%でございますけれども、20年度、21年度が下がっ

てきております。これは 20 年度から査定の仕方を厳しくしまして、先ほど申し上げました上限 50 万円なんですけれども、その中でも不要な経費を切っております。ただ、その結果、執行率が下がってしまったという反省はございます。

もう一つは、年度後半に、残念ながら企画倒れに終わってしまう事業が幾つかございまして、そういうのもきちんと管理できなかったというところもありまして反省しております。22 年度につきましては、そういった実態に合わせて予算額を縮減しております。

○コーディネーター 青山先生、どうぞ。

○青山評価者 最初の論点にもあったんですけども、1 件当たりになると少額 20 万程度ということなので、少額案件で見過ごされがちなんですけど、本来的には、やはり 1 件当たりの効果というものを慎重に検討して、今後につなげる必要があると思うんですが、その辺の検証というのはそもそもできるのでしょうか。

○説明者 それぞれの事業ごとに報告書を出させておりまして、参加者数、会場の埋まり具合、アンケートでの反響の自主評価、報道の報告をすべての事業で 1 件 1 件させております。それで効果を 4 段階で評価させております。

勿論、大使館あるいは総領事館独自の評価でございますので、そこを補う観点からアンケートというものをやっておりますが、更にそれを今度は年度最後に、また全体評価というものを広報事業とともに出させております。そういうものを本省でも見ながら、次年度の計画の是非を査定しております。

○コーディネーター 市川先生、どうぞ。

○市川評価者 この予算の配分を決めるロジックというか、例えば年度予算としてどういう事業をどこの地域においてやるかということを決める場合においては、何に優先順位を置いて決めておられるのでしょうか。

○説明者 創意工夫に重点を置いております。勿論、広報文化戦略を毎年出しておりまして、それに基づいて。

○市川評価者 つまりそれは、各大使館、在外公館における創意工夫の度合いを見て、その中でこれはよいものであるというものを選んでおられるということでしょうか。

○説明者 はい。基本的にそうでございますが、その前提といたしまして、在外公館文化事業の手引きというものを送っておりまして、その中でどういうものをするべきかというものを通報しておりますので、それと合わせまして、今度は先ほど申し上げましたように、予算が限られております。現地におられる方の御協力、文化人ですとか、文化機関ですとかをお願いしなければなりませんので、そういった現地の事情に即した広報文化戦略が出てくるわけですが、その全体の方針と現地の事情を併せた年度計画を出してきていて、それがマッチしているかということで優先度を決めています。

○市川評価者 今のお話を聞いていると、外交戦略と広報文化戦略のつながりがちょっと認識できないんです。つまり、これは広報文化であるので、あくまでもボトムアップで上がってきたものの中からいいものを選ぶということであるとするならば、例えば 22 年度予算で 2 億 7,900 万円の資

金の配分というのは、特設国としての外交戦略として、こういう地域において、今、日本文化の発信を集中的にやるべきであるといったようなものではなくて、今の御説明であるとする、各在外公館から条件、その他を含めてよいものがあれば、それを採用していくということで予算の配分を決めておられるという印象の御説明だったような気がするんですけども、それでよろしいですか。

○説明者 外交との連動の重要性は、御指摘のとおりでございます。それをまさに在外公館文化事業の手引きに明記してございまして、外交日程なども念頭に置きながら、また、すべてではございませんけれども、政府要人などを招きながら、外交上インパクトのあるものを計画してこいということにしております、そういったものを優先的に採用しております。

また、大使館、総領事館で事業を決める際には、当然、政治班、経済班などとも相談しながらやっておりますので、現地ベースでもそのような外交上の効果というものを、館長の下、調整した結果が出てまいります。

○市川評価者 もう一回確認なんですけれども、それは日本から例えばどなたか日本政府要人の方が行かれる、ないしは何らかのイベントがあるときに、こういった事業をうたわれているということですか。

○説明者 すべてではございません。日本から行かれる方がいるときだけではなくて、向こうの政治日程とかも見ながらやったりすることもございますし、あるいはいろいろな記念日もございますので、それはまた現地の事情によりますが、すべてが日本から要人の方が行かれたときにやるというわけではございません。

○市川評価者 済みません、本来こういった公の席で申し上げることではなく、説明の意味が重過ぎることになるかもしれないんですが、こういった形で使途を区切って、大使館の方にプロジェクトごとにお金をお渡ししてやっていくのがいいのか、それともこれはいろいろ世の中で過去に批判のあったことであり、かつその点について私は外務省に問題があったと思いますが、むしろ在外公館により自由なお金を持っていただくことによって、その公館自身がもっと効率的に外交に資するようなものやっけて、その最終的な効果測定をちゃんと本省の方でされる方が、勿論この大使館においては文化をやった方がいいという場合もあるかもしれませんが、こういった個別に細かい内容に使途を限定してお金を払われるよりも、むしろ外交政策上はその方が効率的ではないかと思うんです。これはもしかすると、武正副大臣にお伺いした方がいいかもしれないんですが、そういうふうに思われませんか。

○青山評価者 今の融通性のお話でいうと、今ある案件というのは、年度の月ごとでいうとうまく分散しているのでしょうか。それとも後半にまとまってやっているのでしょうか。

○説明者 後半にまとまっていることはございません。若干、年度初めに承認の手続きとかで、必ずしも4月1日から一斉に始まるわけではございませんけれども、年度後半に駆け込みであるということとはございません。

○青山評価者 そういう意味では、日程も書いてあるんですけども、ある程度迅速的にはできる。

○説明者 包括的な年度計画承認を行った後、また個別に相談してまいりますので、迅速に実施できます。

○コーディネーター 武正副大臣、どうぞ。

○武正副大臣 昨日もお話しましたように、在外公館の拠点性を高めるという中で、これまでそういう話を我々もしたこともあります。

○市川評価者 むしろこの執行率が低いこと等を考えると、だからお金を使えばいいことだとは思いませんが、やはりそれは在外公館の実情に合わない中で予算請求をしておられるという印象が非常に実は強くあるものですから、今のようなことを申し上げたということです。

○コーディネーター 松本さん、どうぞ。

○松本評価者 今のような考え方も1つあると思いますが、ただ、肅々と資料を基に見させていただけますと、43 ページです。

先ほどおっしゃったように、1件当たり20万円で、私も海外におって、大使館がやるようなそういう文化事業に出たことがありますけれども、いろいろ玉石混交ではありますが、意義があることをやられていることはそのとおりだと思いますし、その小ささが結構現地にいと、手づくり感というのですか。大使館というと、ちょっと高見かなというイメージがありますけれども、何となく庶民的に日本大使館が近づくというイメージは私自身持っているんですが、さりとて、例えばその限られた財源の中で見ると、管理費としてパリ日本館で2,800万円と。つまり2億7,000～8,000万円と言っている中で、2,800万円がこのパリ日本館に投じられている。あるいはこれはいろいろあると思いますが、16ミリフィルムの映写機120万円とある。

つまり、何だかんだいって、施設の管理であったり、物を買ったりとか、それが結構大きいのかなと。20万円でドラえもんのものを見せていただくと、何となくソフト的なものが目につきますが、やはり支出で見ると、やはり大きいのはそういうところにきてしまうのかなという印象をこのシートからは感じるんです。

例えばパリ日本館であるとか、16ミリフィルムの映写機であるとか、この辺りについては、やはりこれぐらいお金をかけないといけないものなののでしょうか。

○説明者 御説明いたします。

まず、パリ日本館は、パリ南部にございます、パリ国際大学都市の学生寮兼文化施設でございます。約70室の部屋があって、8割方日本人、残りは外国人の学生が泊っておりますが、1959年以降、日本政府が費用負担をしております。本当は在外公館文化事業費とくくるのがいいのかと、むしろ整理の問題でございまして、そういう意味では、平均計算とは合わなくなってしまうのですが、これは予算要求の技術的なことでここに入っておりますけれども、本来の在外公館文化事業費とは、御指摘のとおり性質の異なるものでございます。パリ国際大学都市には、約40の各国あるいはいろいろな団体が提供している寮がございますが、その約半数にあたる先進国がつくったものについては、各国が費用負担をしているというルールになっておりまして、日本も1959年以降そうやっています。それ以前は、これは1927年にできたんですけれども、それ以前は日本も費用負担をしなくてよかったんですが、今はそうなっております。

その意義でございますが、日本人学生とパリに来る各国の学生との人的交流にも役立つということと、特に年に数回文化行事をここでやっておりますので、その文化会館的な意義づけがまだ残っ

ているということで負担しております。ここから日本政府が手を引きますと、日本館という位置づけにははなくなるので、支援を継続しているところでございます。

それから、映写機でございますけれども、ごらんになっているのは、多分ブルキナファソの 120 万円だと思いますが、これは改めて何でこんなに高いのかと調べましたら、移送費を含んでおりまして、基本的には映写機自体は 90 万円程度。それでも高いですけれども、それプラス輸送費でございます。

これは先ほど申し上げましたように、在外公館文化事業の中で映画上映会が特に人気が高いので、古くなったものについては、たまにこのように買い替える必要がある公館が出てくるということでございます。

○コーディネーター　ここで一旦仕切らせていただきます。次の文化無償事務費に移らせていただきます。

土居先生、どうぞ。

○土居評価者　50 ページの資金の流れを拝見させていただきますと、文化無償調査費、勿論この委託先もいろいろあるんですけれども、これが 9,900 万。そして、そのフォローアップで出てきている金額が 1,400 万。

端的に言うと、どういう案件が必要かということで、事前調査。これのために 9,900 万円費やしながら、出てきたものは何かというと、修繕費としては実際は 1,400 万円ぐらい。

ちょっとその調査費にお金をかけ過ぎているのではないかという印象があるんですけれども、いかがでしょうか。

○説明者　大きな構図で申し上げますと、文化無償の効果が上がっているのか、しっかりと必要なものに限定してやっているのかという議論を過去数年にわたっていただいておりますので、そういったものにきちんと対応すべく、大使館が自ら調査してきた経緯はございます。例えば事後であれば 1 年経ったもの、3 年経ったもの、5 年経ったものについて、大使館自らがモニタリングのフォローアップなどをやっておりましたが、そういったものに加えてこういったものをしっかりとやるということでやっております。

草の根文化無償候補につきましては、約 48 の（要請）案件を最終的には 21 年度は 36 件実施しましたけれども、その絞り込みに必要な解析を委託いたしました。

それから、フォローアップ、修繕等調査につきましては、28 か所について、今後修繕などによって更に長い間有効活用してもらうことができるか、あるいは逆にきちんと保守されてきているのかということを見てもらいました。その結果、修繕は 4 件でございますけれども、基本的には修繕は供与を受けた側が自らやるというのがルールでございまして、例外的に自らできないそういう地域にあるという場合であって、調達が困難となる等の場合に、かつ今後長期にわたって有効活用できそうだとするところについて、4 件修繕を行いました。

28 件調査した結果、4 件で少ないですが、その結果は今年だけに活かすのではなくて、更に今後その調査に基づいて考えてまいりたいと考えております。

○土居評価者　確かに調査するということは、ある程度は必要だと思うんですが、先ほど御説明が

あったように、基本的には自前で修繕するということの割には、調査までなさって、それで見つけ出して修繕なさるということだと、どちらが主なのか、どちらが従なのかというところがやや不鮮明な印象を受けたんですけれども、その点はいかがでしょう。

極端に言えば、自前で修繕なさるということであれば、別にわざわざ調査をなさなくてもいいのではないかと。むしろ修繕が必要だとお申し出になられるものの中から、御省が選んで修繕費を出すと。わざわざ調査費をかけるまでもないということもあり得ると思うんですが、いかがでしょう。

○説明者 大使館員がすべて専門的な見地から、真に必要なかどうかということも含め、調査できれば、それは理想的だと思いますけれども、実際には、もう専門家であったとしても数名のチームを組んで回っていただいて、それで本当に有効活用されているか。修理が必要か。修理したら、長期間使用に耐えて、更にかつ効果が上がるかというのを、専門的な視点とともに第三者的な視点で見ているというところに意義があると思います。

○コーディネーター ただ、そうはいても、28件の調査であって、1件当たり200万ぐらいのコストになってしまうという部分は、それであれば本当に必要な部分というのは、やはり相手から申し出があったものについてやる方がもう少し効率的にできるのではないかという御指摘だと思うんですが、併せて市川さん、どうぞ。

○市川評価者 そもそも、国際約束の中で、要は文化無償を供与したものについてのメンテナンスコストは無償で設備を供与した国が補てんしなければいけない。もう一回その点について簡単に御説明いただけませんか。

○説明者 簡単にということですので、基本は被供与機関が自分で維持管理をし、あとはきちんと使っていくということでございます。

○市川評価者 それは相手国がですね。

○説明者 そうです。相手国です。

○市川評価者 つまり、供与された側ですね。

○説明者 はい。

○市川評価者 つまり少なくとも、先ほど来議論になっていますが、調査の義務は、別に日本にはないわけですね。それは相手国側に何か瑕疵が生じたので、その国においてはとても修理ができないと。なので、日本に修理を依頼してきたときに、場合によっては、外交的にこれは無償で対応してあげた方が、当該国の経済状況とか、当該国の関係から見たときにのぞましいということであれば、そのときに初めて修理を提供するという話ならわかるんですけれども、何故あえて日本が回って、当該国において使われているのかを調べなければいけないのかというところの説明がいま一つよく理解できないのですが。

○説明者 28件もアトランダムに決めたということではございませんで、間もなく文化無償を行わなくなるような、今後その国に対する文化無償が供与されないだろうというところも選んだり、幾つか限定して、それはもともと在外公館からのモニタリングの結果なども踏まえまして、ここについては見た方がいいなというのを限定しておりますので、当然、供与を受けた側からも、今、困っ

ているという報告が来たり、あるいは大使館が1年後、3年後、5年後に見に行ったところ、大体5年間経ったものですが、5年後見に行ったときに、本当に有効活用されているのか、このまま放置していくと無駄になるかもしれないというものの報告があったりという中から選んでおりまして、恐らく一番重要なポイントは、御指摘のとおり、供与を受けた国が自前で修繕して維持していくのが原則で、そういう前提で供与しているんですけれども、本当にそれをやらなければもう無駄になってしまって、10何年か経って、その間はよかったんですけども、それで終わってしまうという場合に限って、そういう疑いがあるのではないかとということを見ていただいて、もっと自分でやってくださいで済めばそれでいいし、それで済まなければ限定的に修繕をするという考え方であります。

○コーディネーター コメントシートを書き終わった方から提出をお願いします。

渡辺先生、どうぞ。

○渡辺評価者 この基になる文化無償自体が昭和50年、1975年にできて、もう35年が経っているわけですね。それでODA無償全体に占める割合としても1%で、そんなことになって申し訳ないんですけれども、本当に文化無償というのも一本立ちさせたスキームとして存続させる意味があるのかどうかというところが最も問われるところではないのかなと。

昨日も無償の資金協力のレビューをやったときに、課長が、そこも含めてということもおっしゃっていて、伺った感じ、外務省御自身も、この意義について見直したいという意向を持っているように伺ったんです。そういう意味で、存続している期間については、今のような効率化といいますか、ちゃんとした適正なお金の使い方というのは必要なのでしょうけれども、そもそも文化無償そのものをなくして、一般（無償）なりに統合して、それでやっていくという考え方はないのでしょうか。

○説明者 全省的な議論は必要でございますし、また、しておりますけれども、責任者といたしましては、やはり開発援助のみならず、文化交流という側面も重視しています。例えば20年度にラオスに供与しました武道館では、副首相が出て開館記念式典をやったりとかして、そこが日本の援助のみならず、日本の文化の顔が見えるということにも役立っています。そういうことによって相互理解の促進に資することになります。

また、別の面では、日本語教育のLL機材等を供与したりしますが、それは日本語が普及するとともに、その国の外国語学習という高等教育の分野が向上していくという効果がございしますので、やはり質、いいものに絞り込んでいくということは必要かと存じますけれども、全くなくすということはもったいないかなと思っております。

○渡辺評価者 一般無償では、今、言ったことができなくなるんですか。統合した場合に、それができなくなるというならば、話は別ですが、そういう仕組みになっているんですか。

○説明者 無償資金協力の中でそういう側面を持ったものを文化無償資金協力と呼んでいるということでございます。

○コーディネーター ここは直接の対象ではないので、ここで止めておきます。

青山さん、どうぞ。

○青山評価者 今回の絡みで、もともとの無償資金協力自体は、ODA予算の中で多分動いていると思うんですが、ここの事務費だけ浮き出て、文化交流部で対応しているというのは、筋違いかもしれないんですけども、何か理由があるんですか。ODA予算との関係というか、そこで対応できないのかというのが素朴な疑問でした。

○説明者 文化無償資金協力本体も、文化交流課において実施しておりますけれども、一般文化無償については20年度半ばからJICAに実施を移管いたしました。予算をどちらで見るということで、ODA全体としては国際協力局で無償資金協力の全体を見ていて、その事務については、やはり実際事務を行っている文化交流課が見ていたという整理で今までやってきました。

○青山評価者 逆に言うと、話は変わりますが、この部分もJICAに移管するという議論はないのでしょうか。

○説明者 一般文化無償資金協力の事務費につきましては、順次、20年度後半以降、JICAが最初からやっている案件の比率が増えてまいりますので、それはJICAに移行してまいります。

他方、草の根文化無償につきましては、引き続き、当課、文化交流課でやりますので、その事務費は残ります。

○コーディネーター 松本さん、どうぞ。

コメントシートがまだの方はお願いします。

○松本評価者 草の根文化無償なんですけれども、これはくくりでいうと昨日ODAの6区分を出されたんですが、どれに当たるんですか。

○説明者 昨日お出ししました表の中では、まさに議論に出ていましたとおり、MDGsの中に分類されております。

○松本評価者 つまり、文化無償が先ほどおっしゃったように、外交上意味がある。つまり、文化的な交流が外交上意味があるということは全く否定しないんですが、そもそも外務省さんが用意されているODAの枠組みの中に入りにくいわけですね。今、赤堀課長がおっしゃったことというのは、MDGsとは関係がないと思うんです。そういう意味でいくと、ラオスの武道館の話もね。それをねじ曲げてしまうというのは、ちょっとまずいなと思っていて、コーディネーターにしかられるかもしれませんが、日本のODAにとっては重要だと思いますが、平成21年度文化無償資金協力におけるプロジェクトレベル事後評価に係る調査というのがあるんですが、その中でこう書かれているんですよ。文化無償協力の副次的効果として、平和構築への寄与、貧困削減、生活改善への寄与、経済発展への寄与など、相手国の安定、開発の観点から有効と見られるものがあることが判明したと。

どうということかといいますと、文化無償資金協力を通じて、地元芸術家による紛争や自然災害、被害者へのケア活動や劇場のアウトリーチサービスを通じた地域住民による文化へのアクセス向上が可能である。

つまり、私が心配しているのは、赤堀課長がおっしゃったような文化的な交流が、外交上意味があるといったものが、何とか今の日本のODAスキームに合わせるために、地元芸術家が紛争被害者へのケアをしているとなってしまうことが一番怖いと思うんです。ODAはODAとして目的を

持たれているのだから、それはしっかりとやられて、文化的に外交上意味があるものがあるとするならば、それはそれでまた外務省としてお考えになる。こういう文化無償という枠組みの中で、過去を引きずったようなやり方をされるのは、この政策目的を達成するためのやられている事業としては、適切ではないのではないかと思った次第でありますので、そこについてはコメントという感じで、コーディネーターにはしかられるかもしれませんが。

○コーディネーター 市川さん、どうぞ。

○市川評価者 具体的な事業に少し戻らせていただいて、松本さんの厳しい視線を浴びつつ。

1点お伺いしたいのは、文化無償の調査費等について、日本国際協力システム、いわゆる J I C S を使っておられますね。ここには企画競争ということで書いてありますが、実際に、単にこういったものに入札をされるような、企画競争に参加をされるような主体というのはあるのでしょうか。

○説明者 平成 21 年度につきましては、草の根文化無償の事前調査につきましては、J I C S を含め 5 者ございました。

フォローアップ修繕等調査は、企画提出は J I C S のみでしたが、説明会には 7 者来ておりました。

○市川評価者 その中でなぜ J I C S が選ばれたのでしょうか。

○説明者 こちらは推測になりますけれども、ほかの方々が予定価格等の観点から、出さなかった理由でございますか。

○市川評価者 どうして選ばれたのかということです。

○説明者 これは企画競争で企画内容を見て選んでおります。

○市川評価者 それはもともと、やや不安を持つのは、競争性がきちんと担保されているのかという部分なんですね。勿論、その価格の要素もあったかと思うんですが、それ以外の要素もあり、かつ価格の要素にしても、J I C S に関して言えば、J I C A 系のいわゆる日本の O D A その他の事業をかなり広く生業とされている財団とお伺いをしております。私、実は訪問させていただきました。その説はどうかありがとうございますということなんですが、そういう中で本当に競争性がきちんと担保されるのかどうかというところが結構大きな問題かなと思っております。

ちなみに、昨日はこの問題で、この J I C S が極めて高収益体質ではないかと。実際に表に出ている利益以上に、本来的に言えば利益が出ている可能性があるのではないかと。これは推測です。あくまでも財務諸表を見た上での推測ですが、そういった指摘をさせていただきましたので、今日はそこは詳しくは申し上げませんが、役員名簿というところを拝見しておりますと、J I C S の役員の方、理事長は非常勤の方ですが、もともと外務省で大使をされておられた方。理事の方を拝見しておりますと、理事が 7 名おられますが、皆さん非常勤ですので、その点は問題ないと思うんですが、ほとんどの理事の方が、実は社団及び財団で、何らかの形で外務省系の O D A に関わっておられるところの方がなっておられて、何となく皆さんでファミリーをつくっておられるのではないかとこの感じもするんです。それはそれで財団としてお決めになったことですから、ここで文句を差し挟むあれはないのかもしれませんが、やはりコスト等を考えたときに、より競争性が担保されるような仕組みを、もしこのシステムを続けていくとすれば、とられる必要があるのではないかと思います。

います。

○コーディネーター コメントシートがまだの方からいらっしゃいますか。

後ろが決まっていますので、お願いします。

それでは、先に前半の事業についての集計結果をお知らせいたします。私から御報告した後に、武正副大臣からとりまとめをお願いいたします。

まず、事業番号 12 番の啓発啓宣事業等委託費です。

抜本的改善が 6 名、廃止が 1 名です。

時事通信、共同通信のバイリンガルニュースです。

一部改善が 2 名、抜本的改善が 1 名、廃止が 4 名です。

語学指導等外国青年招致事業（JET プログラム）です。

一部改善が 3 名、抜本的改善が 2 名、廃止が 2 名です。

それでは、武正副大臣、お願いします。

○武正副大臣 まず、この 12 番につきましては、抜本的改善、厳しい財政状況の中で「国費を投入して行う事業」としてのフォーリンプレスセンターの事業の在り方や国との役割分担などにつき、抜本的に見直していきたい。

招へい、ジャパンプリーフ、プレスツアーなどの各事業の在り方につき、フォーリンプレスセンターに委託することが効率的かどうかも含め、引き続き精査をする。F P C 以外でできるものは、競争を導入し、予算削減に努めたい。借料節減、人件費の抑制の努力を継続していきたい。

資金使途、流れなどについての把握を徹底し、説明責任を果たしていきたい。

外国人記者クラブにも私は行きましたけれども、あちらは英語ということもありまして、やはりアジアの記者さんなどは F P C というところもあったやに聞いております。ただ、今のような形でとりまとめということでございます。

あと、財団についてですけれども、御指摘があったように、財務諸表は非常に大ざっぱな財務諸表でありましたし、また、自治体が会員ということもありまして、自治体にかんがりの配慮をしたところがあったやに感じております。これはコメントとして付け加えておきます。

続きまして、13 番、14 番につきましては、抜本的改善。廃止という結果が一番多かったわけがありますので、契約期間の問題もあるわけですが、当面、契約額の引き下げに向けた交渉に努めるということです。

契約期間満了後、公開情報の収集の在り方について、全般的な見直しを行った上で、両者との契約の必要性をゼロベースで精査していきたい。

以上でございます。

続きまして、JET プログラムにつきましては、抜本的改善。

財団法人自治体国際化協会の事業仕分け結果を踏まえ、自治体の意見を踏まえつつ、国際交流という本来の目的が果たされるよう、JET プログラムの見直しを行う。JET 同窓会支援については、国費として支援する必要性が真に認められるものに限定して支出するよう、よく精査をしていきたい。

以上であります。

○コーディネーター 続いて、事業番号 16 番の日本文化発信プログラムです。

一部改善が 1 名、抜本的改善が 2 名、廃止が 4 名です。

17 番の在外公館文化事業費です。

一部改善が 5 名、廃止が 2 名です。

18 番の文化無償事務費です。

一部改善が 2 名、抜本的改善が 1 名、廃止が 4 名です。

では、副大臣、お願いいたします。

○武正副大臣 16 番の日本文化発信プログラムにつきましては、廃止であります。

続きまして、在外公館文化事業費につきましては、一部改善。

少ない予算の中で在外文化事業を効果的に実施する上で必要な項目に予算を集中するとともに、外交ニーズ、現地ニーズに合わせた予算の効率的配分に努めたい。

続きまして、文化無償事務費は抜本的改善です。

ODA 全体の見直し、これは夏までにということで今、進めておりますが、この中で今後の文化無償スキームの在り方につき、廃止の可能性も含め、抜本的に見直していきたい。調査、修繕などに係る費用を日本が負担する必要性をゼロベースで見直し、事務費に係る予算の適正な水準につき、引き続き検討するということであります。

ただ、総じて文化外交ということが、どうしてもいろんな形で縮減をしているところがありますので、先ほど、そもそもなぜ文化の予算がということは、外務省全体でどうしても ODA の予算が多いところから、何とか引っ張ってこようというところがあったということもコメントとして付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○コーディネーター ありがとうございました。

それでは、前半の事業をこれで終了いたします。ありがとうございました。

恐縮ですが、引き続いて次の事業にまいります。